SYNCLAYER
MAKING POTENTIAL A REALITY



第59期 定時株主総会招集ご通知

日　時

2021年３月30日（火曜日）午前10時

場　所

名古屋市中区千代田二丁目21番18号
シンクレイヤ株式会社　３階会議室
（末尾の定時株主総会会場ご案内図をご参照ください）

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件
第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第７号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第８号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

目　次

■ 招集ご通知 …… 2
■ 株主総会参考書類 …… 4
■ 事業報告 …… 23
■ 連結計算書類 …… 39
■ 計算書類 …… 41
■ 監査報告 …… 43

株主様の安全確保及び新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、座席の間隔を広く取るため、ご用意できる座席数に限りがございます。書面（郵送）による事前の議決権行使をご活用いただき、本総会当日のご来場を見合わせていただきますようお願い申しあげます。
なお、当日までの感染拡大状況や政府等の発表により、本総会の運営を変更する場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.synclayer.co.jp/）にてお知らせいたします。
ご理解ご協力のほど、よろしくお願いいたします。
また、本総会では懇親会の開催、お土産の配布はございません。

シンクレイヤ株式会社
証券コード：1724

株主の皆様へ



経営理念

社是

「愛　仕事に愛情と誇りを持とう」
「知　常に研鑽し知識を広げよう」
「和　互いの人格を尊重し融和を図ろう」

経営理念

「わたしたちは、情報通信分野において常に最先端技術に挑戦し、高度な機器の提供とネットワークシステムの構築を通じて社会に貢献すると共に、会社の発展と社員の幸せをはかる」

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

第59期定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、謹んでご挨拶申しあげます。

当社は、ケーブルテレビをはじめとする、放送・通信に携わる事業者様のソリューションプロバイダとして、ご要望に応じた最適なネットワークシステムの提案と構築をとおして、お客様の課題解決を第一に心がけております。

昨年から続く新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、経済は段階的な回復は一部で見られるものの、当面はこの状況が継続するものと思われます。

それに伴い、ニューノーマル時代を迎えることとなり、これまで以上に社会活動全体において、デジタルトランスフォーメーションの拡大が加速されていくものと考えられます。

当社グループは、これまでもケーブルネットワークの高度化に高い技術力をもって成果を上げてまいりましたが、さらにその力を発揮し、引き続き社会に貢献してまいります。

設立60周年という節目の年を迎えるにあたり、未来の地球環境を考えた世界的取り組みである「SDGs」についても、経営に取り入れてまいりますとともに、引き続き経営の合理化・効率化にも取り組み、安定かつ継続的に利益を生み出す企業体質の維持を目指してまいります。

今後とも一層のご支援、ご指導を賜りますようお願い申しあげます。

2021年３月

代表取締役社長

山口正裕

株主各位

証券コード 1724
2021年３月10日
名古屋市中区千代田二丁目21番18号
シンクレイヤ株式会社
代表取締役社長 **山口 正裕**

第59期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第59期定時株主総会を下記のとおり開催致しますのでご通知申しあげます。
　なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討頂きまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示頂き、2021年３月29日（月曜日）午後５時30分までにご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1 日　　時	**2021年３月30日（火曜日）午前10時**
2 場　　所	名古屋市中区千代田二丁目21番18号 **シンクレイヤ株式会社　３階会議室**（末尾の定時株主総会会場ご案内図をご参照ください）
3 会議の目的事項	**報告事項** １．第59期（2020年１月１日から2020年12月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 ２．第59期（2020年１月１日から2020年12月31日まで） 計算書類報告の件 **決議事項** 第１号議案　剰余金処分の件 第２号議案　定款一部変更の件 第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件 第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件 第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件 第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件 第７号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件 第８号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
4 議決権行使についてのご案内	３頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。
5 インターネット開示に関する事項	本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.synclayer.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役又は会計監査人が監査をした書類の一部であります。 １．連結計算書類の連結株主資本等変動計算書 ２．連結計算書類の連結注記表 ３．計算書類の株主資本等変動計算書 ４．計算書類の個別注記表

以　上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。
- 株主総会参考書類並びに、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト（https://www.synclayer.co.jp/）

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。

日時
2021年3月30日（火曜日）
午前10時



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。
（下記の行使期限までに到着するようご返送ください）



期　限　**2021年3月29日（月曜日）午後5時30分到着分まで**

議決権行使書のご記入方法

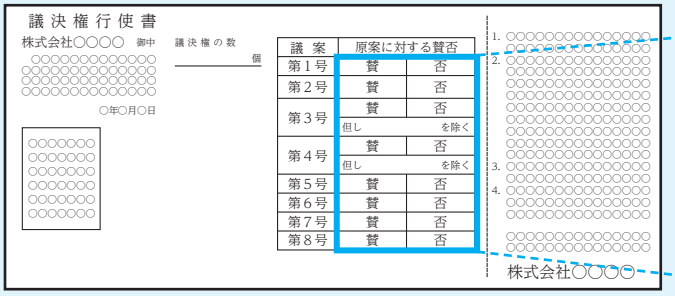

こちらに各議案の賛否をご記入ください。

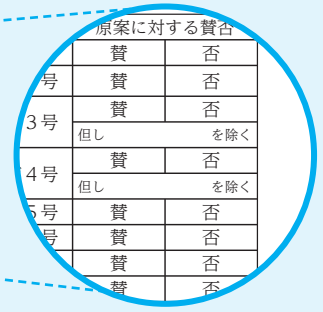

第1号議案・第2号議案・第5号議案・第6号議案・第7号議案・第8号議案について

賛成の場合 → **賛** に○印

反対の場合 → **否** に○印

第3号議案・第4号議案について

全員賛成の場合 → **賛** に○印

全員反対の場合 → **否** に○印

一部候補者に反対の場合 → **賛** に○印をし、反対する候補者番号を下の空欄に記入

株主総会参考書類
議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

当事業年度の剰余金の処分につきましては、次のとおりと致したいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株主に対する利益配分を最も重要な経営課題のひとつと考え、安定的に利益の還元を行うことを基本方針としております。
その方針に基づき、第59期の期末配当は、当社普通株式１株につき６円としたいと存じます。これにより、中間配当金４円を含めました当期の１株当たり年間配当金は10円となります。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式１株につき金 **６円** 配当総額 **22,096,842円**
剰余金の配当が効力を生じる日	2021年３月31日

第２号議案から第８号議案に共通するご参考事項

本株主総会参考書類６頁から22頁までに記載の第２号議案から第８号議案の各議案は、監査等委員会設置会社移行に関連するものであります。これらの議案を上程するにあたり、監査等委員会設置会社へ移行する理由および監査等委員会設置会社の特徴をご説明いたします。

◆監査等委員会設置会社への移行理由

当社は、コーポレートガバナンスの強化を経営の最重要課題と捉え、従来より経営の透明性の向上、意思決定の迅速化の確保に取り組んでまいりました。今般、監査等委員会設置会社へ移行することにより、監査等委員である社外取締役が取締役会の議決権を保有することで取締役会の監督機能を強化し、経営の健全性、透明性を一層向上させることができると考えております。また、取締役会から業務執行の機能を分離し、業務上の意思決定のさらなる迅速化を可能とすることで、当社を取り巻く経営環境において必要となる迅速・果断な意思決定を行う仕組みを構築してまいります。

◆監査等委員会設置会社について

監査等委員会設置会社は、監査役・監査役会に代わり、３名以上の取締役で構成され、その過半数を社外取締役が占める監査等委員会が設置されます。監査等委員である取締役は、監査役とは異なり、取締役として取締役会における議決権を有するほか、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選解任や報酬について株主総会において意見を述べる権限を有します。これらの点から、監査等委員である取締役・監査等委員会による監督機能の強化が見込まれます。

また、監査等委員会設置会社においては、定款の規定に基づき、取締役会の決議によって意思決定の権限を一定程度、業務執行取締役へ委任することが可能です。これにより、業務上の意思決定を迅速に行えるようになるとともに、執行と監督を分離できることから、監督の実効性をより高めることが可能になると考えております。

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

（１）監査等委員会設置会社への移行

当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスを強化することにより、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を可能とするため、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により創設された監査等委員会設置会社に移行いたしたいと存じます。つきましては、当社定款につきまして、監査等委員会および監査等委員である取締役に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

（２）責任限定契約に関する規定の新設

当社における取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、業務執行取締役等でない取締役との間で責任限定契約を締結することができるようにするため、当社定款につきまして、第30条（取締役の責任免除）に第２項の新設を行うものであります。なお、当該規定の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

また、上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　更　案
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役および取締役会
第18条　（条文省略）	第18条　（現行どおり）
（取締役の員数） 第19条　当会社の取締役は、15名以内とする。	（取締役の員数） 第19条　当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、15名以内とする。
（新設）	２　当会社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、５名以内とする。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（取締役の選任） 第20条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。 ２～３　（条文省略）	（取締役の選任） 第20条　取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。 ２～３　（現行どおり）
（取締役の任期） 第21条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ２　増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。 （新設） （新設） （新設）	（取締役の任期） 第21条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 （削除） ２　前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ３　補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。 ４　会社法第329条第３項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。
（代表取締役ならびに役付取締役） 第22条　当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。 ２　（条文省略） ３　取締役会は、その決議によって、取締役社長１名を選定し、また必要に応じ、取締役会長１名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。	（代表取締役および役付取締役） 第22条　当会社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役を選定する。 ２　（現行どおり） ３　取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役社長１名を選定し、また必要に応じ、取締役会長１名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（取締役会の招集権者および議長） 第23条　（条文省略）	（取締役会の招集権者および議長） 第23条　（現行どおり）
（取締役会の招集通知） 第24条　取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。	（取締役会の招集通知） 第24条　取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
（取締役会の決議の省略） 第25条　当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。	（取締役会の決議の省略） 第25条　当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
（新設）	（業務執行の決定の取締役への委任） 第26条　当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
（取締役会規程） 第26条　（条文省略）	（取締役会規程） 第27条　（現行どおり）
（取締役の報酬等） 第27条　取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（取締役の報酬等） 第28条　取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。
（取締役会の議事録） 第28条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。	（取締役会の議事録） 第29条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（取締役の責任免除） 第29条　（条文省略）	（取締役の責任免除） 第30条　（現行どおり）
（新設）	2　当会社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。
第５章　監査役および監査役会	第５章　監査等委員会
（監査役および監査役会の設置） 第30条　当会社は監査役および監査役会を置く。	（監査等委員会の設置） 第31条　当会社は監査等委員会を置く。
（監査役の員数） 第31条　当会社の監査役は、５名以内とする。	（削除）
（監査役の選任） 第32条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。	（削除）
2　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削除）
（監査役の任期） 第33条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	（削除）
2　補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削除）
3　会社法第329条第３項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。	（削除）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
4　前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない。	（削除）
（常勤監査役） 第34条　監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選定する。	（常勤の監査等委員） 第32条　監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。
（監査役会の招集通知） 第35条　監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。	（監査等委員会の招集通知） 第33条　監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
（監査役会の決議の方法） 第36条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	（監査等委員会の決議の方法） 第34条　監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
（監査役会の議事録） 第37条　監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。	（監査等委員会の議事録） 第35条　監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。
（監査役会規程） 第38条　監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。	（監査等委員会規程） 第36条　監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
（監査役の報酬等） 第39条　監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。	（削除）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（監査役の責任免除） 第40条　当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 ２　当会社は、社外監査役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	（削除） （削除）
第６章　会計監査人	第６章　会計監査人
第41条～第43条　（条文省略）	第37条～第39条　（現行どおり）
（会計監査人の報酬） 第44条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	（会計監査人の報酬等） 第40条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第45条～第48条　（条文省略）	第41条～第44条　（現行どおり）
（新設）	附則
（新設）	（監査役の責任免除に関する経過措置） １　当会社は、第59期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第１項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
（新設）	２　第59期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第40条第２項の定めるところによる。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

当社は第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（６名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の普通株式数
1 再任	山口（やまぐち）　正裕（まさひろ） （1954年８月20日生）	1982年６月　当社入社 1988年５月　当社取締役海外事業部長 1989年５月　当社常務取締役 1990年２月　㈱愛起（現　ケーブルシステム建設㈱）取締役 1991年６月　当社専務取締役 1994年５月　当社代表取締役社長（現任） 1994年９月　愛知電子（中山）有限公司董事長（現任） 2011年６月　ケーブルシステム建設㈱代表取締役社長 2014年10月　奥田電気工業㈱代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） 愛知電子（中山）有限公司董事長 奥田電気工業㈱代表取締役社長	15,100株
2 再任	山口（やまぐち）　嘉孝（よしたか） （1961年３月３日生）	1983年４月　当社入社 2009年４月　当社製造部長 2013年４月　当社可児工場長兼製造部長 2013年６月　当社取締役可児工場長兼製造部長 2018年４月　当社取締役可児工場長 2018年11月　当社取締役可児工場長兼品質保証部長（現任）	115,400株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の普通株式数
3 再任	村山 猛 (1957年10月３日生)	1993年11月　当社入社 2009年７月　当社管理部長 2014年10月　奥田電気工業㈱取締役（現任） 2016年10月　当社執行役員総務部長 2017年６月　当社取締役総務部長 2018年４月　当社取締役管理本部長兼経理部長 2019年１月　当社取締役管理本部長兼総務部長（現任） （重要な兼職の状況） 奥田電気工業㈱取締役	20,200株
4 再任	福永直也 (1961年11月17日生)	1990年２月　当社入社 2010年４月　当社東京支社長 2016年４月　当社中部支店長 2016年10月　当社執行役員中部支店長 2018年４月　当社執行役員営業本部長兼中部支店長 2018年６月　当社取締役営業本部長兼中部支店長（現任）	5,500株
5 新任	藤原伸昭 (1965年１月21日生)	2018年10月　㈱三菱UFJ銀行より当社出向 2019年10月　当社経理部長（出向解除） 2020年４月　当社執行役員経理部長（現任）	60株
6 新任	井戸清 (1968年７月20日生)	1987年４月　当社入社 2018年４月　当社技術部長 2020年１月　当社技術部長兼営業企画部専任部長 2020年４月　当社執行役員技術部長兼営業企画部専任部長（現任）	160株

（注）１．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

２．当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者の選任が承認された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者となり、また、当社は任期途中に当該保険契約を同じ内容で更新する予定であります。なお、当該保険契約に係る保険料は、その一部を被保険者が負担しております。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の普通株式数
1 新任	國江（くにえ）　敏（さとし） （1954年１月15日生）	2004年４月　㈱UFJ銀行（現　㈱三菱UFJ銀行）より当社出向 2004年６月　当社監査役 2005年６月　当社取締役経理部長 2007年６月　当社取締役管理本部長兼経理部長（出向解除） 2009年４月　当社取締役管理本部長兼管理部長 2009年４月　愛知電子（中山）有限公司董事（現任） 2013年４月　当社取締役管理本部長 2014年10月　奥田電気工業㈱監査役（現任） 2017年４月　ケーブルシステム建設㈱総務担当取締役 2017年７月　当社常務取締役管理本部長兼経理部長 2018年４月　当社常務取締役（現任） 2020年６月　ケーブルシステム建設㈱取締役（現任） （重要な兼職の状況） ケーブルシステム建設㈱取締役 愛知電子（中山）有限公司董事 奥田電気工業㈱監査役	18,500株
2 新任	葛谷（くずや）　昌浩（まさひろ） （1962年11月13日生）	1991年１月　青山監査法人（現　PwCあらた有限責任監査法人）入社 1995年12月　同社退職 1996年３月　公認会計士葛谷昌浩事務所開設　同事務所所長（現任） 2002年６月　当社社外監査役就任（現任） 2011年６月　東洋電機㈱社外監査役 2015年６月　東洋電機㈱社外取締役監査等委員（現任） （重要な兼職の状況） 公認会計士葛谷昌浩事務所　所長 東洋電機㈱社外取締役監査等委員	6,400株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の普通株式数
3 新任	清水（しみず）　綾子（あやこ） 戸籍上の氏名： 渡邉（わたなべ）　綾子（あやこ） (1972年6月6日生)	1999年４月　弁護士登録 石原法律事務所（現　石原総合法律事務所）入所（現任） 2014年６月　当社社外監査役就任（現任） 2015年４月　愛知県弁護士会副会長 中部弁護士会連合会理事 2016年４月　愛知紛争調整委員会委員（現任） 名古屋市放課後事業及び生涯学習開放運営主体候補者選定に係る評価委員 2017年４月　名古屋市情報公開審査会委員（現任） 2017年７月　愛知県建設工事紛争審査会委員（現任） 2017年11月　愛知県衛生対策審議会委員 2017年12月　名古屋地方裁判所委員会委員 2018年１月　司法委員（現任） 2018年４月　㈱CBCテレビ番組審議会委員 2019年４月　愛知県弁護士会紛争解決センターあっせん・仲裁人（現任） 2019年12月　㈱MTG社外取締役（監査等委員）（現任） 2020年４月　名古屋テレビ放送㈱オンブズ６委員（現任） 2020年６月　アイカ工業㈱社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 石原総合法律事務所　所属弁護士 愛知紛争調整委員会委員 名古屋市情報公開審査会委員 愛知県建設工事紛争審査会委員 司法委員 愛知県弁護士会紛争解決センターあっせん・仲裁人 ㈱MTG社外取締役（監査等委員） 名古屋テレビ放送㈱オンブズ６委員 アイカ工業㈱社外取締役	0株

（注）１．葛谷昌浩、清水綾子の両氏は監査等委員である社外取締役の候補者であります。
２．当社は、葛谷昌浩、清水綾子の選任が承認された場合、両氏を東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
３．葛谷昌浩氏は、公認会計士としての専門的見地から財務および企業会計に精通し、企業経営に関する十分な見識を有していることから、こうした知見を当社の監査・監督に活かしていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって18年９ヶ月となります。また、同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
４．清水綾子氏は、弁護士としての豊富な知識と経験を有し、企業法務に長年にわたり携わっていることから、独立した立場からの当社経営の妥当性を確保するため役割を果たしていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって６年９ヶ月となります。また、同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
また、当社は清水綾子氏が所属している石原総合法律事務所との間に法律顧問契約を締結しておりますが、主要な取引先ではなく、取引金額も極めて僅少であり、同氏の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。
５．上記４．を除き、各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
６．当社は、葛谷昌浩、清水綾子の両氏との間で、当社定款に基づき、法令に定める額を限度として損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、両氏の選任が承認された場合、両氏との間で当該契約と同等の内容の契約を新たに締結する予定であります。また、当社は、國江敏氏の選任が承認された場合、同氏との間で同様の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。
７．当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者の選任が承認された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者となり、また、当社は任期途中に当該保険契約を同じ内容で更新する予定であります。なお、当該保険契約に係る保険料は、その一部を被保険者が負担しております。

第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

当社は第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本選任の効力につきましては、就任前に限り、当社の取締役会の決議によりその選任の効力を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の普通株式数
中野義久（なかのよしひさ） (1956年５月12日生)	1985年３月　㈱ヤマナカ入社 1990年６月　㈱ヤマナカ取締役 1992年６月　㈱ヤマナカ常務取締役 1994年６月　㈱ヤマナカ専務取締役 1996年２月　㈱ヤマナカ代表取締役副社長 1997年４月　アスティ開発㈱代表取締役（現任） 1997年５月　㈱ヤマナカ代表取締役社長 2018年６月　㈱ヤマナカ代表取締役社長　社長執行役員（現任） （重要な兼職の状況） ㈱ヤマナカ代表取締役社長　社長執行役員	0株

（注）１．候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。

２．中野義久氏は補欠の監査等委員である社外取締役の候補者であります。

３．当社は、中野義久氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、同氏を東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。

４．中野義久氏を補欠の監査等委員である社外取締役の候補者とした理由は、事業会社における長年にわたる経営者としての見識、豊富な経験と実績等を当社の経営に活かしていただきたいためであります。上記の理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

５．当社は、中野義久氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社定款に基づき、同氏との間で法令に定める額を限度として損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。

６．当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。中野義久氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者となり、また、当社は任期途中に当該保険契約を同じ内容で更新する予定であります。なお、当該保険契約に係る保険料は、その一部を被保険者が負担しております。

第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、2002年６月27日開催の第40期定時株主総会において年額１億3,000万円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、改めて年額１億3,000万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

第２号議案「定款一部変更の件」および第３号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は６名となります。

かかる報酬額は、個人別の固定の金銭報酬に関する算定の基準、取締役報酬全体に対して占める割合の水準、付与対象となる取締役の人数水準などに照らした報酬枠として必要かつ合理的な内容となっており、相当であると考えております。なお、本総会後の取締役会において「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等」を下記のとおり改定する予定であります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

記

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本方針において同じ。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等

１．基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に関しては、各職責と業績等に対する貢献度に基づき、同規模の企業と比較の上、当社の業績に見合った水準とすることを基本方針とする。

具体的には、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬および非金銭報酬（株式報酬）により構成し、支払うこととする。

２．基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して取締役会の決議により決定するものとする。

３．業績連動報酬ならびに非金銭報酬の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結業績の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を、賞与として事業年度終了後３ヶ月以内に決

定し、年１回支給する。目標となる業績と目標値は、経営計画と整合するよう設定し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとする。

非金銭報酬は、中長期的な企業価値および株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するため、譲渡制限付株式（取締役会の決議に基づく譲渡制限付株式割当契約の締結により割当を受けた日から５年間までの間で取締役会が予め定める期間とし、譲渡制限期間中、継続して取締役その他これに準ずる地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。）とし、その付与数は役位に応じて決定するものとする。

４．金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準より、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とし、取締役会（および５．の委任をうけた代表取締役社長）は、目標値と外部環境を考慮した上で、事業年度ごとの業績向上と中長期的な企業価値および株主価値の持続的な向上のバランスを踏まえ、基本報酬、業績連動報酬および非金銭報酬が適切な比率となるよう決定することとする。

５．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とする。なお、非金銭報酬は取締役会で取締役の個人別の割当株式数を決議する。

以上

第７号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、年額3,000万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。第２号議案「定款一部変更の件」および第４号議案「監査等委員である取締役３名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は３名となります。なお、かかる報酬額は、監査等委員である取締役の職務と責任および取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の水準等を勘案し、相当であると考えております。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

第８号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は、2018年６月27日開催の第56期定時株主総会において、金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は年額3,000万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご決議いただき今日に至っておりますが、当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除き、以下「対象取締役」という。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、第６号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」においてご承認をお願いしております報酬枠とは別枠にて、譲渡制限付株式の付与のための報酬を改めて支給することとさせていただきたいと存じます。

譲渡制限付株式報酬制度（以下「本株式報酬制度」という。）の概要については、下記の通りであります。下記の内容は、第56期定時株主総会においてご承認いただきました内容と同一であり、本株式報酬制度は、対象取締役の報酬と業績との連動性を高め、中長期的な業績目標の達成と企業価値向上に資するため、導入目的に準じて固定報酬である基本報酬と、業績連動報酬である賞与との構成比率を適切な比率となるよう設定し、各対象取締役の職責や業績等を考慮して決定するものであることから、相当であると考えております。なお、本総会後の取締役会において、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等」を第６号議案に記載のとおり改定する予定であります。

第２号議案「定款一部変更の件」および第３号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役の員数は６名となります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

記

本株式報酬制度の概要

（1）対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の額

譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭報酬債権とし、その額を年額3,000万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とする。

なお、各対象取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議による。

（2）譲渡制限付株式の発行等に伴う払込みに関する事項

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、上記（1）に定める年額の範囲内で支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受ける。

なお、その１株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とする。

（3）対象取締役に対して付与する譲渡制限付株式の数

本株式報酬制度により発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年60,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）とする。

（4）対象取締役に対して付与する譲渡制限付株式に関する事項

本株式報酬制度による当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとする。

① 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より１年間から５年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

② 退任または退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社または当社子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問または相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任または退職した場合には、その退任または退職につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

③ 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が譲渡制限期間中、継続して当社または当社の子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問または相談役その他これに準ずる地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点を持って譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、上記②に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記②に定める地位を退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

④ 組織再編等における取扱い

上記①の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

⑤ その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以　上

添付書類

事業報告（2020年１月１日から2020年12月31日まで）

1 企業集団の現況に関する事項

（１）事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的感染拡大により、経済環境は急速に悪化しました。2020年５月の緊急事態宣言解除後に感染拡大状況は一時落ち着きを見せ、政府の施策等により一部持ち直しの動きも見られたものの、終息の見込みは立たず、先行き不透明な状況で推移いたしました。

ケーブルテレビ業界におきましては、ケーブルテレビ加入世帯数は2020年３月末時点でわが国の総世帯普及率約52.3％にあたる約3,091万世帯（前年同月末加入世帯数は約3,055万世帯）と緩やかな増加が続いております。特に、通信サービス（インターネット、電話、ケーブルスマホ、WiFiなど）での増加が顕著であり、放送と通信両方のサービスを提供する重要な社会基盤としての役割を担っております。

人々の社会生活や経済活動に大きな変化が生じる新しい生活様式では、ICTの利活用（テレワークやオンライン授業、遠隔診療など）に対応できる次世代通信インフラの普及など、BtoC（消費者向け）に加え、BtoB（企業向け）、BtoG（行政機関向け）のニーズも今後より拡大していくものと思われます。

ケーブルテレビ事業者は、地理的に条件不利な地域において伝送路設備等の整備を支援するための「高度無線環境整備推進事業」等、政府による電気通信政策を活用し、地域におけるデジタルトランスフォーメーション拡大の担い手としてのインフラ整備を進めるとともに、ローカル5Gの認定申請、地域情報や緊急情報の告知放送への取り組みも実施するなど、官民一体となって技術革新を進めております。

そのような状況のもと、当社グループはFTTH化工事及び機器販売の受注に注力し、連結売上高は10,892百万円（前期比5.8％増）となりました。利益面では、営業利益は昨年に引き続き上場来最高益となる765百万円（同0.7％増）となりましたが、為替予約による期末時の想定以上の円高の影響もあり経常利益は703百万円（同13.2％減）となりました。また、退職給付制度改定益を計上しましたが、法人税等の増加により、親会社株主に帰属する当期純利益は529百万円（同36.5％減）となりました。

売上高	経常利益
108億92百万円	7億 3百万円
営業利益	**親会社株主に帰属する当期純利益**
7億65百万円	5億29百万円

各部門の業績は、次のとおりであります。

トータル・インテグレーション部門※1

売上高
6,068 百万円

トータル・インテグレーション部門におきましては、大型工事が順調に進捗したことにより、当部門の連結売上高は6,068百万円（前期比7.1％増）となりました。

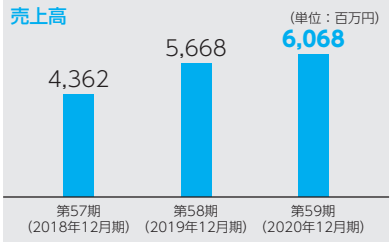

機器インテグレーション部門※2

売上高
4,823 百万円

機器インテグレーション部門におきましては、新規販売先への納入開始や商品ラインナップの増強等により、当部門の連結売上高は4,823百万円（同4.3％増）となりました。

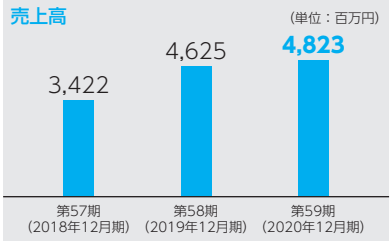

※1　トータル・インテグレーション部門・・・施設の構築に関し、システム全般を効率的にまとめ上げ、システムの設計、機器の選定、施工、保守管理等を行う
※2　機器インテグレーション部門・・・・・・システムに最適な機器の選定、販売を行う

（2）設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は301百万円となり、その主たるものは土地に対する投資によるものです。これらの所要資金は、自己資金によっております。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

（3）資金調達の状況

特記事項はありません。

（4）対処すべき課題

当社グループは、放送・通信事業者の継続的な設備増強を背景に、ＦＴＴＨ光伝送システム、情報通信システム等の開発・販売を推進し、その普及に貢献してまいりました。

大手通信事業者による５Ｇ基地局の増設など、モバイルＰＣ、スマートフォン等の普及に加えて、ＨＤ（高精細）映像などの高品質なコンテンツの流通による大容量化に対応するため、次世代の通信インフラの普及が進んでおります。この先、ネットワークのＦＴＴＨ化の需要はいったんピークを迎えるものと予想しておりますが、ケーブルテレビ事業者を含めた通信事業者における、通信ネットワークを高機能化するシステム、通信関連システムの高速化への流れは今後も続いていくものと思われます。

一方で、より高速化・低コスト化サービスへのニーズは強く、事業を取り巻く環境はより厳しくなるものと想定されるため、以下の取り組みを行ってまいります。

技術開発関連では、高速化されたインフラを利用した、放送系光機器、通信系光機器の需要増が見込まれ、システム、機器開発及びこれらを制御するソフトウェアの開発と共に最適な提案を進めるなど、これまで培ってきたインテグレーション能力を最大限に活かし、タイムリーにソリューションを提供してまいります。また、今後益々伸びていく情報通信分野での他社との差異化を図るべく、競争力のある製品開発に注力してまいります。

営業関連では、情報通信関連企業への営業部隊の強化、保守サービスの充実を図るとともに、戦略的なパートナーシップ提携などによる新市場の開拓や新規取引先の受注獲得にも積極的に挑戦してまいります。

また、顧客の低コストニーズに対応するため、海外製造工場の活用、購入部品の一元管理、在庫の低減などの生産体制の見直しや、工事原価の一元管理などによる経費削減に取り組んでまいります。

財務関連では、借入金の削減及び自己資本比率の向上を進め、安定かつ継続的な利益を生み出す企業体質の維持に努めてまいります。

（5）財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

売上高

（単位：百万円）

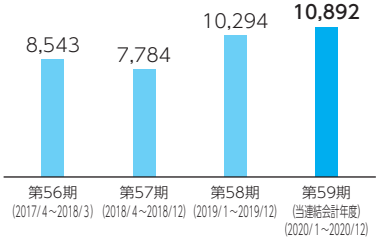

経常利益

（単位：百万円）

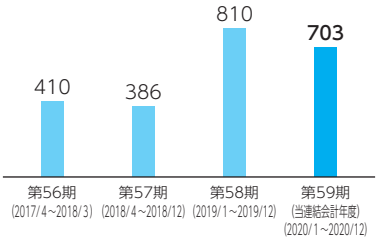

親会社株主に帰属する当期純利益

（単位：百万円）

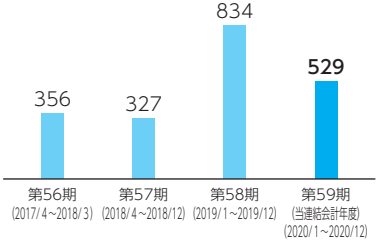

1株当たり当期純利益

（単位：円）

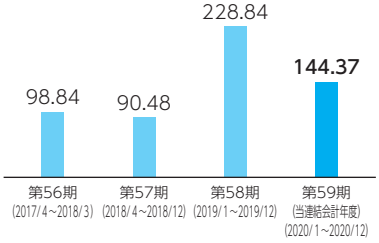

総資産/純資産

（単位：百万円）

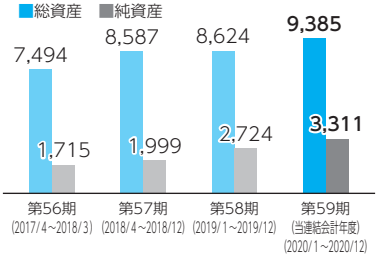

区分		第56期 (2017/4～2018/3)	第57期 (2018/4～2018/12)	第58期 (2019/1～2019/12)	第59期 (当連結会計年度) (2020/1～2020/12)
売上高	(百万円)	8,543	7,784	10,294	10,892
経常利益	(百万円)	410	386	810	703
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	356	327	834	529
1株当たり当期純利益	(円)	98.84	90.48	228.84	144.37
総資産	(百万円)	7,494	8,587	8,624	9,385
純資産	(百万円)	1,715	1,999	2,724	3,311

（注）１．第56期においては、FTTH関連及び防災・減災意識の高まりを背景とした地方自治体向け告知放送端末が前期比大幅に増収となり、その他HFC向け広帯域増幅器等、既存の同軸ケーブルを主体とした伝送路を高度化する機器も堅調に増加したことから、連結売上高は8,543百万円（前期比31.4％増）、営業利益は452百万円（同57.4％増）、経常利益は410百万円（同39.5％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は356百万円（同49.6％増）となりました。

２．第57期においては、新4K8K衛星放送や高度化するインターネットサービスへの対応を背景とした、FTTH関連及びHFC向け広帯域増幅器等、既存の同軸ケーブルを主体とした伝送路を高度化する機器も堅調に増加したことから、連結売上高は7,784百万円、営業利益は369百万円、経常利益は386百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は327百万円となりました。なお、第57期は、決算期変更により2018年４月１日から2018年12月31日までの９ケ月間となっております。このため、対前年増減率を記載しておりません。

３．第58期においては、新4K8K衛星放送開始に伴うインフラ整備やローカル5Gの認定申請、地域情報や緊急情報の告知放送への取り組みなど、官民一体となった技術革新が期待されており、これらを背景とした、FTTHへの移行やより帯域を拡大化した伝送路システムへの更新などの受注が堅調に増加したことから、連結売上高は10,294百万円、営業利益は760百万円、経常利益は810百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は834百万円となりました。なお、第57期は、決算期変更により2018年４月１日から2018年12月31日までの９ケ月間となっております。このため、対前年増減率を記載しておりません。

４．第59期（当連結会計年度）の状況につきましては、「１．企業集団の現況に関する事項　（１）事業の経過及びその成果」をご参照ください。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区分		第56期 (2017/４～ 2018/３)	第57期 (2018/４～ 2018/12)	第58期 (2019/１～ 2019/12)	第59期 (当事業年度) (2020/１～2020/12)
売上高	(百万円)	7,992	7,007	9,674	10,333
経常利益	(百万円)	396	378	693	671
当期純利益	(百万円)	345	332	745	511
１株当たり当期純利益	(円)	95.98	91.82	204.50	139.41
総資産	(百万円)	7,093	8,007	8,012	8,814
純資産	(百万円)	1,469	1,785	2,501	2,998

（注）第57期につきましては、決算期変更により2018年４月１日から2018年12月31日までの９ケ月間となっております。

（6）重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名称	資本金 (千円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
ケーブルシステム建設株式会社	20,000	100.00	ケーブルテレビシステムの設計、施工、メンテナンス
愛知電子（中山）有限公司	17,826千人民元	100.00	ケーブルテレビ機器及び関連機器の製造、販売
奥田電気工業株式会社	20,000	100.00	業務用無線機の販売、施工、保守、免許申請代行

（7）主要な事業内容 (2020年12月31日現在)

当社グループは、ケーブルテレビシステムおよび情報通信システムの最適化を図ることを目的としたシステム・インテグレーション事業を主な事業としております。

事業の内容と致しましては、ケーブルテレビ事業者などの放送・通信事業者に対して、その施設の構築に関し、システム全般を効率的にまとめ上げ、システムの設計、機器の選定、施工、保守管理等を行う「トータル・インテグレーション部門」と、システムに最適な機器の選定、販売を行う「機器インテグレーション部門」があります。

また、ケーブルテレビ関連機器を同業他社より製造依頼を受けOEMで生産を行うほか、ビルや集合住宅のテレビ共聴システムの設計・施工、大規模コンベンション施設内のデータ通信機能の構築など、ケーブルを利用した一定エリア内でのネットワーク構築を行っております。

当事業の主要な販売先でありますケーブルテレビ事業者の持つ課題、要望を解決するため、「事業計画分析・支援」、「ネットワーク設計」、「ネットワーク構築」、「システム運用支援、保守」等の包括的なきめの細かいサービスの提供を行っております。

（8）主要な営業所及び工場（2020年12月31日現在）

① 当社

名称	所在地
本社	名古屋市中区
東京支社 東京営業部	東京都墨田区
東北営業所	仙台市太白区
中部支店 名古屋営業部	名古屋市中区
中部北陸営業所	岐阜県可児市
三重営業所	三重県津市

名称	所在地
西日本支店 大阪営業部	大阪市東淀川区
山陰営業所	鳥取県米子市
広島営業所	広島市西区
九州支店 福岡営業部	福岡市博多区
可児工場	岐阜県可児市

② 子会社

名称	所在地
ケーブルシステム建設株式会社	名古屋市中区
愛知電子（中山）有限公司	中華人民共和国　広東省　中山市
奥田電気工業株式会社	名古屋市中区

（9）使用人の状況（2020年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
303名	2名増

（注）1．使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除く）であり、臨時使用人（年間平均人員31名）は含んでおりません。
2．当社グループはケーブルシステム・インテグレーション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
170名	6名増	43.2歳	18.1年

（注）使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除く）であり、臨時使用人（年間平均人員25名）は含んでおりません。

（10）主要な借入先（2020年12月31日現在）

借入先	借入金残高（百万円）
株式会社三菱UFJ銀行	538
株式会社商工組合中央金庫	210
株式会社中京銀行	163

2 会社の株式に関する事項（2020年12月31日現在）

（1）発行可能株式総数 11,735,120株

（2）発行済株式の総数 4,033,780株
（自己株式350,973株を含む）

（3）株主数 1,786名

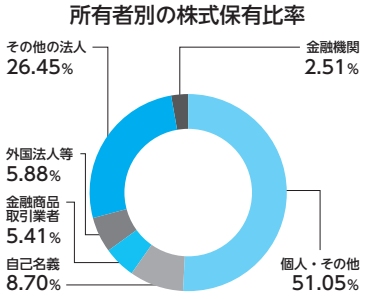

（4）大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
株式会社ＭＡＳＢｕｄｄｙ	873,530	23.71
ＭＳＩＰ　ＣＬＩＥＮＴ　ＳＥＣＵＲＩＴＩＥＳ	185,608	5.03
シンクレイヤ社員持株会	132,210	3.58
山口嘉孝	115,400	3.13
川本志保子	103,700	2.81
山口愛子	80,880	2.19
株式会社三菱UFJ銀行	72,000	1.95
佐久間憲文	58,500	1.58
楽天証券株式会社	58,000	1.57
青山繁行	49,900	1.35

（注）1．当社は、自己株式を350,973株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2．持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

（5）その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	山　口　正　裕	愛知電子（中山）有限公司 董事長 奥田電気工業株式会社 代表取締役社長
専務取締役	青　山　繁　行	愛知電子（中山）有限公司 董事
常務取締役	國　江　　敏	ケーブルシステム建設株式会社 取締役 愛知電子（中山）有限公司 董事 奥田電気工業株式会社 監査役
取締役	山　口　嘉　孝	可児工場長
取締役	村　山　　猛	管理本部長 奥田電気工業株式会社 取締役
取締役	福　永　直　也	営業本部長
常勤監査役	成　田　篤　彦	ケーブルシステム建設株式会社 監査役
監査役	葛　谷　昌　浩	公認会計士葛谷昌浩事務所所長
監査役	清　水　綾　子	石原総合法律事務所弁護士

（注）1．地位並びに担当及び重要な兼職の状況は、2020年12月31日現在のものであります。
2．常勤監査役成田篤彦氏、監査役葛谷昌浩氏及び清水綾子氏は、社外監査役であります。
3．監査役葛谷昌浩氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4．監査役清水綾子氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
5．当社は、常勤監査役成田篤彦氏を一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。

（2）責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。

（3）当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

イ．当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数（名）	報酬等の額（百万円）
取締役	6	115
監査役（うち社外監査役）	3（3）	8（8）
合　計（うち社外役員）	9（3）	123（8）

（注）１．報酬等の額には、使用人兼務取締役３名に対する使用人給与等相当額22百万円は含まれておりません。
２．上記の支給額には、以下のものが含まれております。
・当事業年度における役員賞与引当金の繰入額17百万円。
・当事業年度における譲渡制限付株式報酬に係る計上額12百万円（取締役６名に対し12百万円）。

ロ．社外役員が当社の子会社から受けた役員報酬等の総額

区分	員数（名）	報酬等の額（百万円）
社外監査役	1	0
合　計	1	0

（4）社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

イ．監査役葛谷昌浩氏は、公認会計士葛谷昌浩事務所の所長であります。なお、当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。

ロ．監査役清水綾子氏の所属している石原総合法律事務所との間に顧問契約を締結しております。

② 当事業年度における主な活動状況

	主な活動状況
常勤監査役　成田篤彦	当事業年度に開催された取締役会に29回中28回出席し、監査役会（2回開催）の全てに出席致しました。常勤監査役として、公正かつ独立の立場から取締役会の意思決定及び取締役の業務執行の適法性と合理性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、当社の監査業務について適宜、必要な発言を行っております。
監　査　役　葛谷昌浩	当事業年度に開催された取締役会に29回中22回出席し、監査役会（2回開催）の全てに出席致しました。取締役会及び監査役会において、公認会計士としての専門的見地から、適宜必要な発言を行っております。
監　査　役　清水綾子	当事業年度に開催された取締役会に29回中21回出席し、監査役会（2回開催）の全てに出席致しました。取締役会及び監査役会において、弁護士としての専門的見地から、適宜必要な発言を行っております。

5 会計監査人の状況

（1）会計監査人の名称

栄監査法人

（2）当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を致しました。

（3）非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、「収益認識に関する会計基準」の適用による会計方針の検討に関する助言・指導についての対価であります。

（4）会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることと致します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任致します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告致します。

（5）責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6 会社の体制及び方針

（1）取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法律や社会的な倫理、規範を守って行動する法令遵守（以下「コンプライアンス」）体制に係る規程を整備し、取締役及び使用人に法令・定款の遵守を徹底するとともに、内部統制の構築及び維持・向上を推進する。

監査部は、当社及び子会社各部門の業務遂行、コンプライアンスの状況等について監査を実施し、代表取締役社長にその結果報告を行う。また、法令違反その他法令上疑義のある行為等についての社内報告体制として内部通報制度を構築し運用する。

（運用状況の概要）

取締役会は、社内規程に基づき上程された各議案についての審議、職務執行の状況の報告及び監督を行い、活発な意見交換がなされ決議されました。

また、監査部は、当社社内基準に基づいて本年監査すべき当社及び子会社に対しての内部監査を実施し、代表取締役社長にその結果報告を行いました。

② 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、社内規程に定めるところにより、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。取締役及び監査役は、それらの情報を閲覧できるものとする。

（運用状況の概要）

取締役会議事及び関係書類等、取締役の職務執行に係る各書類については、いずれも関係法令及び関連する社内規程に従って適切に記録及び保存しています。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程及び体制

当社及び子会社はリスク管理に係る規程を整備し、各部門の担当業務に付随するリスクについては、当該部門にて個別規程、ガイドライン、マニュアルの整備、研修の実施などを行うものとし、組織横断的なリスク状況の監視並びに全社的対応は、管理本部にて行うものとする。

監査部は法務課と連携し、各部門におけるリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に経営会議に報告する。また、リスクが顕在化した場合には、迅速かつ組織的な対応を行い、損害を最小限に抑える体制を整える。

（運用状況の概要）

関連する社内規程に基づき、当社に関わるリスクの識別や分析を行い、適切に対応しています。

また、監査部は各部門におけるリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に経営会議に報告しました。

④ 当社及び子会社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の経営管理システムにて、取締役の職務執行の効率化を図る。

・社内規程による職務権限・意思決定ルールの整備及び明確化。

・経営に関する重要な事項につき多面的な検討を行うため、経営会議にて協議する。

・取締役会による中期経営計画の策定、中期経営計画及び毎年策定される年度計画に基づき各部門が実施すべき具体的な年度目標と予算の設定及びそれに基づく月次、四半期予実管理の実施。

（運用状況の概要）

関連する社内規程により明確化された職務権限及び意思決定ルールに基づき、適切に業務遂行しています。

また、策定した中期経営計画及び年度計画に基づき、各部門ごとの具体的な年度目標について、月次、四半期ごとに予実管理を実施することで総括・見直しを図り、効率的な業務遂行を行っています。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制、子会社の取締役会等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社グループ会社に対して、関係会社管理規程に基づき、協議事項、報告事項を明確にし、その他コンプライアンスに係る事項等を定めた規程を整備し、グループ会社の重要事項の決定、情報の共有化を図るとともに、当社グループ全体のコンプライアンス体制を維持する。

（運用状況の概要）

子会社に対して、関係会社管理規程に基づき、適切に運用を図っております。協議事項及び子会社の重要事項については経営会議において報告を受けています。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役会が監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、これを置くこととする。

監査役の職務を補助する使用人の任命・異動、人事考課については監査役会の同意を得るものとする。また、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役及び監査部長等の指揮命令を受けないものとする。

（運用状況の概要）

監査役を補助すべき使用人として、個別に配置はしておりませんが、必要に応じ、適宜総務部がこれにあたっております。取締役からの独立性、実効性を確保するため、監査役の指示の下で業務を行っています。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度を利用した通報の状況及びその内容、その他各監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項について速やかに報告、情報提供を行うものとする。

内部通報者等の保護に関する規程に定めるとおり、監査役への報告を行った当社グループの従業員等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行ってはならないものとする。

（運用状況の概要）

監査役が取締役会に出席するとともに、経営会議等、重要な社内会議に監査役が出席することにより、取締役及び使用人等から必要な報告を受けています。

また監査役が稟議書等の重要書類を閲覧できるようにし、十分な情報を得られる環境を整備しています。

監査役に報告を行った者が不利な取り扱いを受けない旨を、内部通報者等の保護に関する規程にて周知しています。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役（監査役会）は、監査部、関連会社監査役との相互連携保持のほか、代表取締役社長との定期的意見交換を通じての総合認識を共有する。また、監査役（監査役会）が、その職務を遂行するうえで必要と判断するときは、独自に弁護士・会計士等の外部専門家を活用するものとする。

監査役がその職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

（運用状況の概要）

取締役は、取締役及び使用人の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境整備に努めています。

代表取締役は、監査役との間で定期的な意見及び情報交換の会合を実施しました。監査部は監査役に対し、内部監査の報告を適宜行いました。

また、監査役の職務の執行について生じる費用については当社が負担することとしています。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

シンクレイヤグループ各社及びその役員社員等は、反社会的な活動、勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断するものとし、そのための社内規則及び社内体制を整備し、適切に運用することを基本方針とする。

（運用状況の概要）

当社グループは、反社会的な活動、勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することを行動規範として徹底しています。

また、お取引先様の契約書等に反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むことも実施しています。

（2）会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

（3）剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の剰余金の配当等の決定に関しましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して行うことを基本的な方針としております。

事業報告中に記載しております金額は、表示単位未満を切捨てております。

連結計算書類

連結貸借対照表（2020年12月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額
資産の部	
流動資産	**6,144**
現金及び預金	996
受取手形及び売掛金	1,028
完成工事未収入金	1,885
商品及び製品	1,644
仕掛品	98
未成工事支出金	61
原材料及び貯蔵品	379
その他	49
貸倒引当金	△0
固定資産	**3,241**
有形固定資産	**2,173**
建物及び構築物	197
機械装置及び運搬具	94
土地	1,644
その他	237
無形固定資産	**76**
投資その他の資産	**990**
投資有価証券	515
繰延税金資産	356
その他	122
貸倒引当金	△4
資産合計	**9,385**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**4,758**
支払手形及び買掛金	1,778
工事未払金	707
短期借入金	850
１年内返済予定の長期借入金	300
未払法人税等	148
未成工事受入金	153
賞与引当金	152
役員賞与引当金	17
工事損失引当金	1
その他	648
固定負債	**1,315**
長期借入金	418
長期未払金	233
退職給付に係る負債	663
負債合計	**6,074**
純資産の部	
株主資本	**3,248**
資本金	411
資本剰余金	416
利益剰余金	2,519
自己株式	△98
その他の包括利益累計額	**62**
その他有価証券評価差額金	0
為替換算調整勘定	68
退職給付に係る調整累計額	△6
純資産合計	**3,311**
負債・純資産合計	**9,385**

連結損益計算書（2020年１月１日から2020年12月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	**10,892**
売上原価	**8,471**
売上総利益	**2,421**
販売費及び一般管理費	**1,656**
営業利益	**765**
営業外収益	**29**
受取利息	0
受取配当金	11
紹介手数料	0
助成金収入	7
その他	10
営業外費用	**91**
支払利息	9
為替差損	81
その他	1
経常利益	**703**
特別利益	**101**
投資有価証券売却益	3
退職給付制度改定益	98
特別損失	**4**
固定資産売却損	2
固定資産除却損	1
税金等調整前当期純利益	**800**
法人税、住民税及び事業税	245
法人税等調整額	26
当期純利益	**529**
親会社株主に帰属する当期純利益	**529**

計算書類

貸借対照表（2020年12月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額
資産の部	
流動資産	**5,535**
現金及び預金	684
受取手形	83
売掛金	969
完成工事未収入金	1,826
商品及び製品	1,627
仕掛品	68
未成工事支出金	53
原材料及び貯蔵品	133
その他	102
貸倒引当金	△14
固定資産	**3,279**
有形固定資産	**2,028**
建物	182
構築物	0
機械及び装置	0
車両運搬具	7
工具、器具及び備品	186
土地	1,644
建設仮勘定	6
無形固定資産	**75**
ソフトウェア	71
その他	4
投資その他の資産	**1,175**
投資有価証券	434
関係会社株式	44
関係会社出資金	204
敷金及び保証金	11
工業団地積立金	38
破産更生債権等	4
繰延税金資産	341
その他	100
貸倒引当金	△4
資産合計	**8,814**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**4,631**
支払手形	775
買掛金	964
工事未払金	701
短期借入金	850
１年内返済予定の長期借入金	300
未払金	211
未払費用	72
未払法人税等	145
仮受消費税等	150
未払消費税等	21
未成工事受入金	154
預り金	40
賞与引当金	145
役員賞与引当金	17
工事損失引当金	1
その他	79
固定負債	**1,184**
長期借入金	418
長期未払金	200
退職給付引当金	565
負債合計	**5,816**
純資産の部	
株主資本	**2,996**
資本金	**411**
資本剰余金	**416**
資本準備金	386
その他資本剰余金	29
利益剰余金	**2,267**
利益準備金	35
その他利益剰余金	2,232
別途積立金	330
繰越利益剰余金	1,902
自己株式	**△98**
評価・換算差額等	**1**
その他有価証券評価差額金	1
純資産合計	**2,998**
負債・純資産合計	**8,814**

損益計算書（2020年１月１日から2020年12月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	**10,333**
売上原価	**8,112**
売上総利益	**2,220**
販売費及び一般管理費	**1,509**
営業利益	**711**
営業外収益	**47**
受取利息	1
受取配当金	7
受取賃貸料	11
受取ロイヤリティー	16
その他	9
営業外費用	**87**
支払利息	9
為替差損	74
貸倒引当金繰入額	2
その他	1
経常利益	**671**
特別利益	**96**
退職給付制度改定益	96
特別損失	**4**
固定資産売却損	2
固定資産除却損	1
税引前当期純利益	**763**
法人税、住民税及び事業税	240
法人税等調整額	11
当期純利益	**511**

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年２月19日

シンクレイヤ株式会社
取締役会　御中

栄監査法人
名古屋事務所
代　表　社　員　公認会計士　林　　浩史　㊞
業務執行社員
業務執行社員　公認会計士　近藤雄大　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、シンクレイヤ株式会社の2020年１月１日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シンクレイヤ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年２月19日

シンクレイヤ株式会社
取締役会　御中

栄監査法人
名古屋事務所
代　表　社　員　公認会計士　林　　浩史　㊞
業務執行社員
業務執行社員　公認会計士　近藤雄大　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、シンクレイヤ株式会社の2020年１月１日から2020年12月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年１月１日から2020年12月31日までの第59期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)　連結計算書類の監査結果

会計監査人栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年２月24日

シンクレイヤ株式会社　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　**成田篤彦**㊞
監　査　役（社外監査役）　**葛谷昌浩**㊞
監　査　役（社外監査役）　**清水綾子**㊞

以　上

株主メモ

事業年度	1月1日～12月31日
期末配当金受領株主確定日	12月31日
中間配当金受領株主確定日	6月30日
定時株主総会	毎年3月
株主名簿管理人 特別口座の口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市日鋼町1-1 ℡ 0120-232-711（通話料無料） 郵送先　〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
上場証券取引所	東京証券取引所JASDAQ
公告の方法	電子公告により行う 公告掲載URL　http://www.synclayer.co.jp/ （ただし、電子公告によることができない事故、その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞にてこれを行います。）

（ご注意）

1．株主様の住所変更、買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問合せください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。

2．特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問合せください。なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店にてもお取次ぎいたします。

3．未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

お知らせ

当社の最新情報を配信します

当社では、株主の皆様に当社の最新情報をお届けするため、IRニュースメールの配信をいたします。ご登録のうえご活用いただきますよう、お願いいたします。



下記URLもしくはQRコードにアクセスいただき、必要事項をご入力のうえ、ご登録ください。所要時間は５分程度です。

https://rims.tr.mufg.jp/?sn=1724

※本IRメール配信サービスは、三菱UFJ信託銀行証券代行部が運営しています。
※IRニュースメールはHTML形式で配信いたします。
※IRニュースメールは日本語対応されていないメールソフトでは正しく表示されないことがあります。

ホームページのご案内

シンクレイヤに関する様々な情報をホームページでご覧になれます。
ホームページでは「会社概要」や「IR情報」など多くの情報を発信しています。

https://www.synclayer.co.jp/



ホームページ　　IR情報

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

定時株主総会会場ご案内図

会　場

名古屋市中区千代田二丁目21番18号
シンクレイヤ株式会社　３階会議室

交　通

●JR中央線鶴舞駅／地下鉄鶴舞線鶴舞駅①出口より徒歩６分
●地下鉄名城線・地下鉄鶴舞線上前津駅②出口より徒歩８分



※会場には駐車可能台数が少ないため、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申しあげます。

ソーシャルディスタンス確保のため座席の間隔を広く取ることから、ご用意できる座席数に限りがございます。
また、株主総会終了後の株主様との懇親会の開催、お土産の配布はございません。
何卒ご理解くださいますよう、お願い申し上げます。

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080
VEGETABLE OIL INK
UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。